

第6章

実現化方策





1 都市計画における整備の基本的考え方

今後、個別・具体的な整備にあたっては、基本的に下記フロー図に示す流れに留意し、市民や事業者にも分かりやすい開かれた都市計画の展開を目指します。

まちづくりの上で解決すべき課題は、社会情勢や地域情勢により多岐にわたるため、整備の緊急度・効果・難易度等を総合的に検討するとともに、十分な合意形成を図ることが重要です。

また、実現可能性の高い事業等から取り組むだけでなく、まちづくりの上で必要不可欠な整備等については、積極的に取り組むことを検討します。

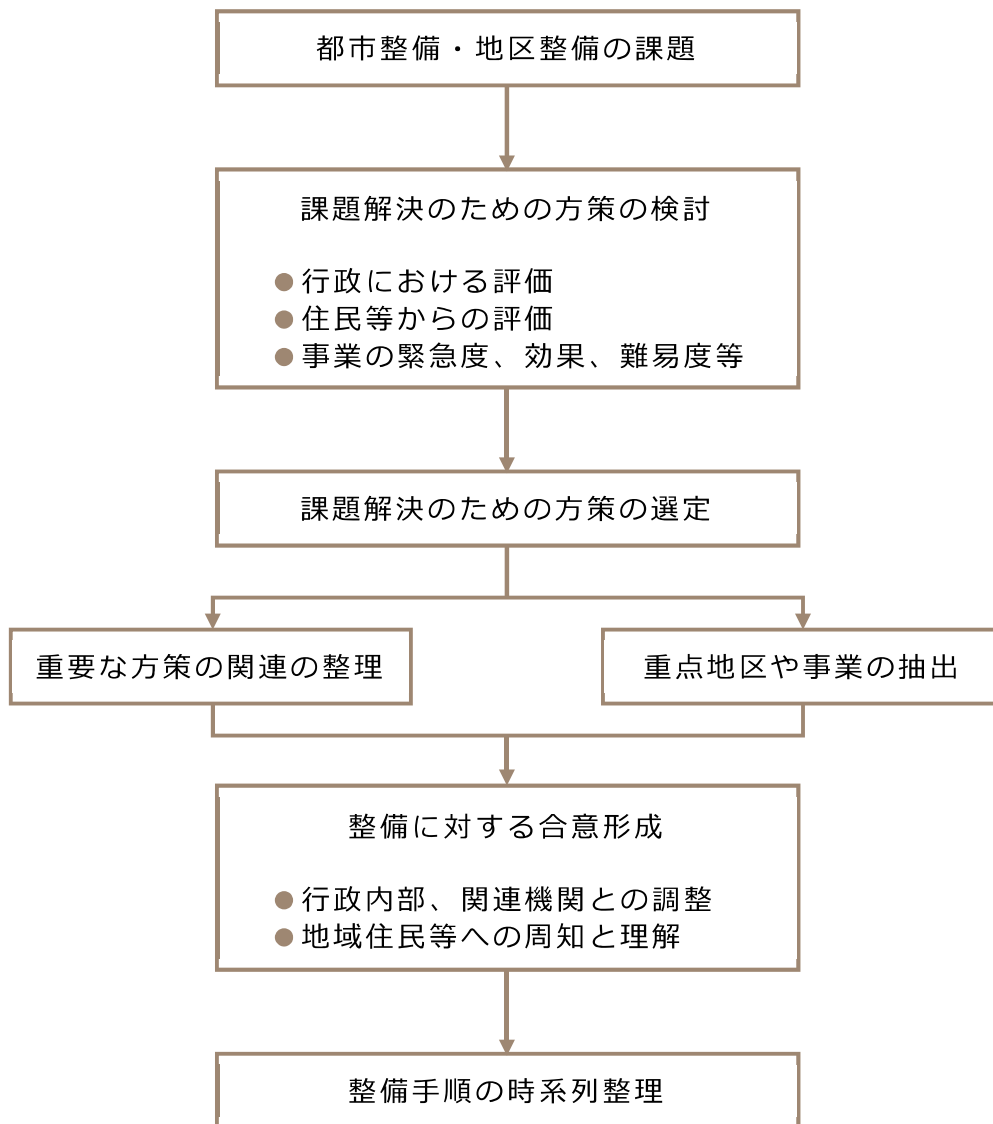


図 都市計画における整備の基本的考え方のフロー

具体的な都市計画施策の推進にあたっては、土地利用の動向をはじめ建築活動や社会資本の整備状況など、まちづくりを進めるための条件を的確に把握するための基礎的調査を適宜行います。

特に、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が発生する場合には、周辺の自然及び生活環境、埋蔵文化財等への影響を把握するための調査等の実施に努めます。

また、供用済みや現在計画されている都市施設等についても、利用状況やニーズの変化に対応した見直しや改善を行うため、必要な調査や情報の収集に努めます。

さらに、本マスタープランの実効性を高めるため、調査結果の公開や意識啓発に努め、市民の計画に対する理解を深めるとともに、行政と市民・企業との合意形成に向け柔軟な協議体制の確立に努めます。

2-1 市民の役割

市民は地域づくりの担い手として、本マスタープランに定める方針や各種事業の実現に向け、できることからまちづくりに関わる姿勢を持つことが重要です。

また、自らが住む地域に関心に向け、地域の実情を見直すことにより、市民自身が地域づくりの主役であるという意識を持つとともに、まちづくり活動への主体的かつ積極的な参加が求められます。

2-2 事業者

事業者は事業活動を通じて、本マスタープランに定める方針や各種事業に対して、積極的に貢献していくことが重要です。

また、その地域で事業を行う者であるため、まちづくりの担い手の一員であるという意識を持ち、地域のまちづくり活動等に積極的に参加・協力することが求められます。

2-3 教育機関

教育機関は、本市が実施するまちづくりの方向性等に対する助言・提案等を行うとともに、地域のまちづくり活動等への支援・参加が求められます。

2-4 行政

行政は、市民、事業者、教育機関との協働により、各種事業の効率的・効果的な実現手法を検討するとともに、都市施設や都市基盤等の適切な維持・管理を担います。

また、市民や事業者等の主体的なまちづくりの実現に向け、まちづくりに関する情報発信や意識醸成のための取組の実施、まちづくり活動への支援・参加を行います。

都市整備を進めるにあたっては、各分野の整備を単独で実施するのではなく、その地区等に応じた整備方策に基づき、地区等の現況や特性を考慮して総合的・重点的な施策展開を図ることが重要です。

市民、事業者、教育機関、行政が協働で構想の実現を図るために、重点的に進めるべき施策を明らかにし、計画的・効率的な事業の推進、地域主体のまちづくりの促進を施策展開の柱とし、計画の進行管理と評価を実施し、都市整備の実現をめざします。

また、整備を実施していくためには莫大な費用が必要であることから、整備のための財源確保も考慮し、その時々において、整備費用の詳細な検討と歳入の将来予測に基づく公共投資の可能性を検証し、財源的に裏付けのとれた整備プログラムを検討します。そのため、部門別の整備計画等においても部門間の調整を図り、さらに具体的で実効性のある計画に落とし込む必要があります。その中で、財政上無理のない整備計画を立案し、計画を実現していくように努めていきます。

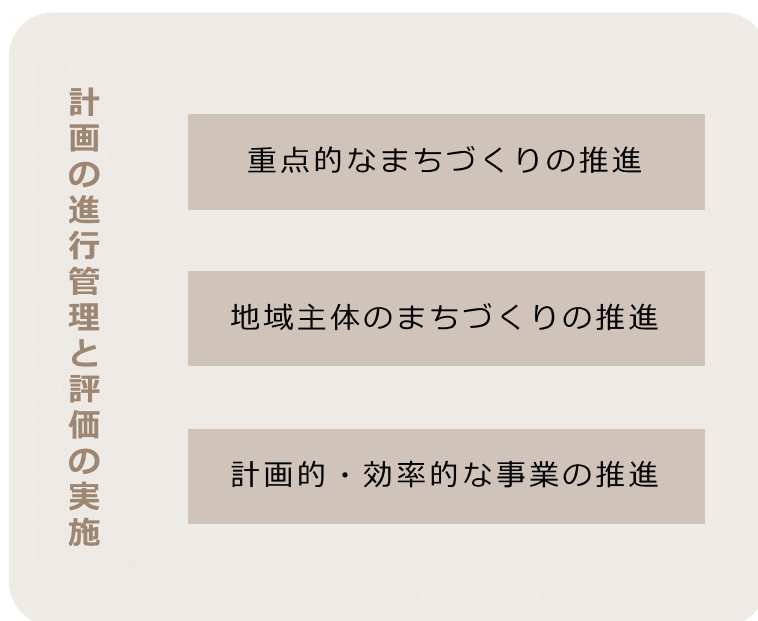


図 実現に向けた施策展開のイメージ

本マスタープランは、概ね 20 年後のまちづくりを見据えた計画ですが、社会情勢や地域実情の変化等に適宜対応しながら、計画に掲げた方針や施策を着実に実現する必要があります。

そのため、地域の実情・変化・整備状況などを把握するとともに、国・県や庁内関係各課の各種事業、事業者の実施事業等と横断的な計画の管理を行います。また、都市計画基礎調査の内容を検証し、本市総合計画や都市計画区域マスタープラン等の上位計画との整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応するため、概ね 10 年ごとに計画の見直しを実施します。

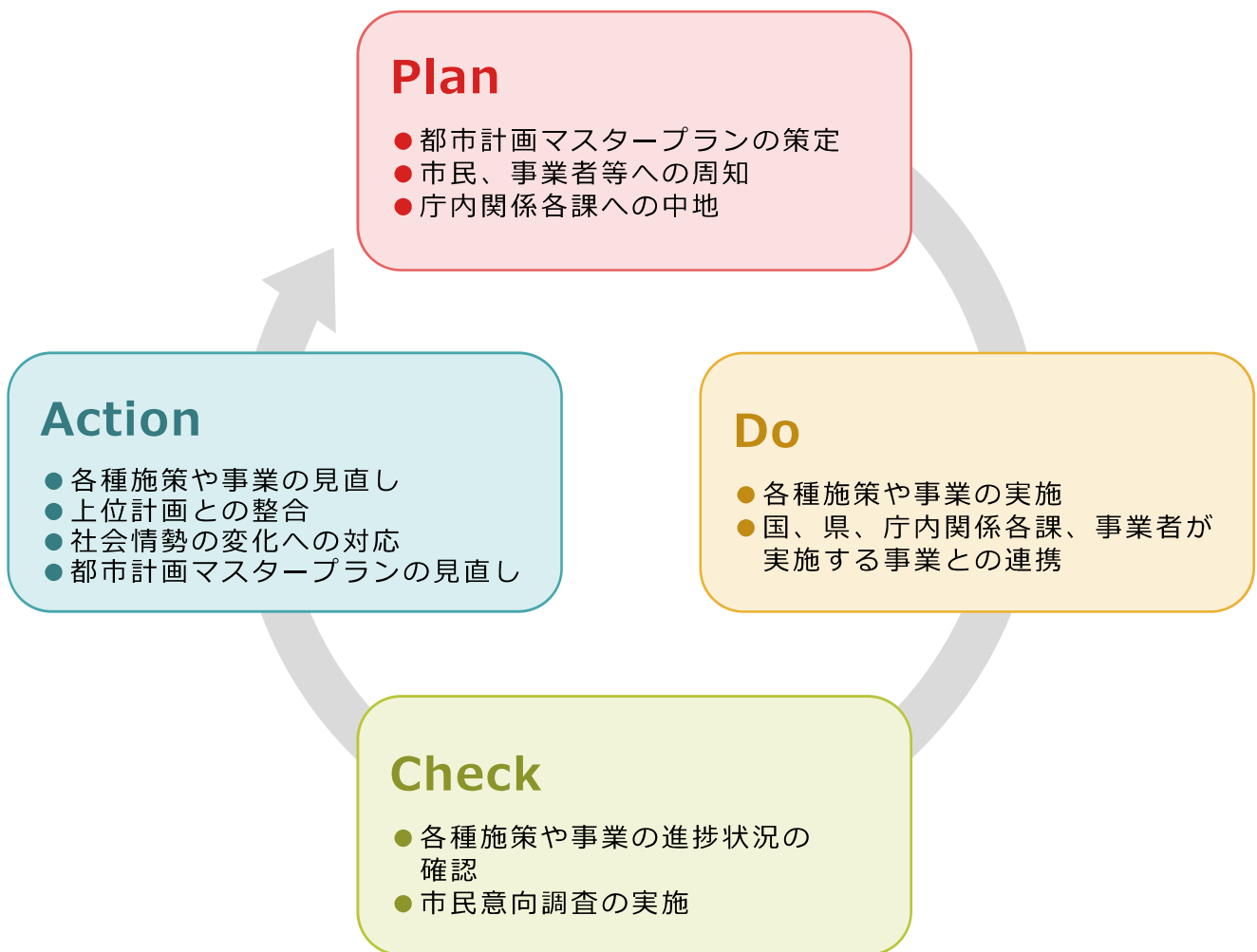


図 PDCA サイクル

5-1 都市計画の体制づくり

市民の理解と協力を得るということだけではなく、市民が積極的に“自分たちのまちは自分たちでつくる”という姿勢を持つことが重要です。

市民に対しては、まちづくりのPRや将来像の提示を行い、まちづくりに関する自主的な組織づくりを支援し、まちづくりに参画できるような体制づくりを促進していきます。

また、市民、事業者、教育機関、行政のそれぞれの役割分担を明らかにするとともに、相互の協働による都市づくりの推進を図ります。特に、行政内部においては総合的な都市づくりの推進を図るため、横断的な取組を行える組織体制を確立し、市民及び企業の都市づくり活動に対する支援体制を構築します。

市民意向の把握にあたっては、庁内各課で実施されるアンケートや住民説明会などでの意向情報を共有し、まちづくりに活かします。

5-2 個別計画・業実施段階における市民参画の推進

まちづくりの推進には、まちづくりの主体となる市民自らがまちの特性と課題を把握し、まちづくりに対する考え方や方針を行政とともに共有することが大切です。

その実現のために、各地域の課題や活動状況を把握するとともに、各種ワークショップやシンポジウムの開催、パンフレットの作成など市民参画によるまちづくりの推進、及び積極的な情報公開を行うことで、市民との情報共有及び意識啓発活動を推進します。

そのひとつとして、出前講座等により行政職員自ら住民参画の機会を確保し、市民と行政の双方向による自主的なまちづくりを支援する仕組みづくりを行います。また、ワークショップや住民説明会等の市民意向の把握について、開催手法、周知方法、開催時間等の工夫により、若い世代も含めた幅広い意見聴取ができる機会の創出を図ります。

5-3 各種関係機関との連携

まちづくりの推進にあたっては、行政は庁内の関係各課との連携を図り、まちづくりに関連する個別計画との整合性を考慮し、総合的・一体的な取組を行います。また、継続性があるまちづくりを推進するため、社会情勢の変化に対応しながら、国・県・周辺市町との連携を密にし、まちづくりが円滑に進むよう計画や事業の調整を図ります。

また、地域情報の把握に関しては、社会福祉協議会やまちづくり組織などの各種団体への意見聴取や活動支援を行うことで、市民協働のまちづくりを推進します。特に、既に市内で活動されている組織等に対しては、その把握と支援を積極的に行います。